

島根県森林審議会次第

(平成29年度第1回)

日時 平成29年10月25日(水)9:00～14:00

場所 隠岐合同庁舎 第3会議室 外

1. 開 会

2. 農林水産部長あいさつ

3. 出席者紹介

4. 日程説明等

5. 会長及び会長職務代行者の選出

6. 森林保全部会委員及び部会長の指名

7. 現地調査に係る概要説明

(1)第3期戦略プラン〈森林・林業戦略〉について資料1

(2)平成28年度実績の概要について資料2

(3)隠岐地域の森林・林業・木材産業の概要について資料3

8. 現地調査

(1)ウッドヒル〔隠岐島木材業製材業協同組合〕（隠岐の島町原田）

(2)島根県林業公社更新伐施行地（隠岐の島町西村）

(3)隠岐の島町消防署〈木材利用事例〉（隠岐の島町平）

(4)吉崎工務店〈原木シイタケ生産施設〉（隠岐の島町東郷）

(5)小田土場〈原木島外出荷〉（隠岐の島町東郷）

9. 閉会あいさつ

10. 閉会

島根県森林審議会(平成29年度第1回)出席者名簿

■ 森林審議会委員(分野別、敬称省略)

(平成29年10月24日～25日)

分 野	氏 名	所 属 等	備 考
市町村	山崎 英樹	飯南町長	(欠席)
大 学	伊藤 勝久	島根大学生物資源科学部教授	ホテル島
林業団体	広江 慎一	(一社)島根県森林協会専務理事	ホテル島
	長尾 宏一	(一社)島根県木材協会専務理事	(欠席)
林業・ 木材産業	立石 幸	飯石森林組合代表理事組合長	ホテル島
	吉川由希子	森林組合女性ネットワークの会会長 (仁多郡森林組合参事)	石塚旅館
	浦田 明彦	浦田木材(株)代表取締役	ホテル島
住宅・建築	塩見英梨佳	一級建築士 (建築設計事務所飴屋工房)	(欠席)
	田中 昌子	一級建築士/インテリアプランナー (田中まさこ建築設計室)	(欠席)
環境・ 森林活動	田代 祐子	林研グループフレッシュミセス	石塚旅館
	樋口千代子	樹冠ネットワーク代表	(欠席)
公 募	佐々木富士子	公募	石塚旅館

■ 県出席者

所属	職 名	氏 名	備 考
農林水産部	部長	松浦 芳彦	ホテルしまじ
	次長	鈴木 大造	ホテルしまじ
林業課	課長	前島 和弘	ホテルしまじ
森林整備課	課長	山内 寛之	ホテルしまじ
隠岐支庁農林局	農林局長	佐藤 隆	
	林業部長	古曳 正樹	
	調整監	柏原 仁	
	林業振興・普及第一課長	河本 忍	(現地調査のみ)
	林業振興・普及第二課長	錦織 誠	(現地調査のみ)
農林水産総務課 (事務局)	管理監	鳥屋尾 健史	ホテルしまじ
	企画幹	内藤 暢文	ホテルしまじ

平成29年度 第1回森林審議会 現地調査行程表

日時:平成29年10月24日(火)～10月25日(水)

月 日	時 間	場所等	内容等	備 考
10月24日(火)	15:15	七類港フェリーターミナル入口	集合確認(チケット各自購入)	予約:事務局
	15:45	七類港発(レインボージェット)		予約番号:21 予約名:内藤
	16:54	西郷港着	宿泊先ホテルへ案内	予約:隠岐支庁
	18:00～20:00	懇親会(白扇)		予約:隠岐支庁
10月25日(水)	9:00～ 9:15	会議(隠岐合庁第3会議室)	農林水産部長挨拶、日程説明、会長等選出	事務局
	9:15～ 9:30		隠岐林業の概況説明	隠岐支庁
		<移動(10分)>		
	9:40～10:10	ウッドヒル [隠岐島木材業製材業協同組合]	隠岐(しま)の木利用拡大PJ	隠岐の島町原田
		<移動(20分)>		
	10:30～10:40	休憩(水若酢神社)		トイレあり
		<移動(10分)>		
	10:50～11:20	林業公社更新伐施行地(酒井材木店)	隠岐(しま)の木生産拡大・再造林推進PJ	隠岐の島町西村
		<移動(20分)>		
	11:40～12:00	隠岐の島町消防署(木材活用事例)	隠岐(しま)の木利用拡大PJ	隠岐の島町平
		<移動(10分)>		
	12:10～13:00	昼食(りょうば)		予約:隠岐支庁
		<移動(10分)>		
	13:10～13:40	吉崎工務店(原木シイタケ生産施設)	隠岐しいたけ振興PJ	隠岐の島町東郷
		<移動(10分)>		
	13:50～14:00	小田土場(原木島外出荷)	隠岐(しま)の木生産拡大・再造林推進PJ	隠岐の島町東郷
		<移動(10分)>		
	14:10	西郷港着	閉会(チケット各自購入)	事務局
	15:10	西郷港発(フェリーくになが)		
	17:35	七類港着		

(注1)24日(火)は、松江市美保関町の七類港まで、各自でご参集ください。JR松江駅からの接続バス等は別紙をご参照ください。なお、七類港には、無料駐車場もございます。

(注2)往路のレインボージェット(5,760円)及び復路のフェリーくになが(特2等3,810円)の乗船手続き、支払いは各自でお願いいたします。

(注3)24日(火)の西郷港到着後は、宿泊先ホテル(支払各自:1泊朝食付き8千円程度)にご案内いたします。懇親会にご出席の方は18:00までに会場(居酒屋「白扇」)へお越しください。懇親会費(5千円程度)は会場にて集金させていただきます。

(注4)25日(水)は、9:00までに隠岐合庁第3会議室へお越しください。会議後、現地調査にはマイクロバスで移動します。

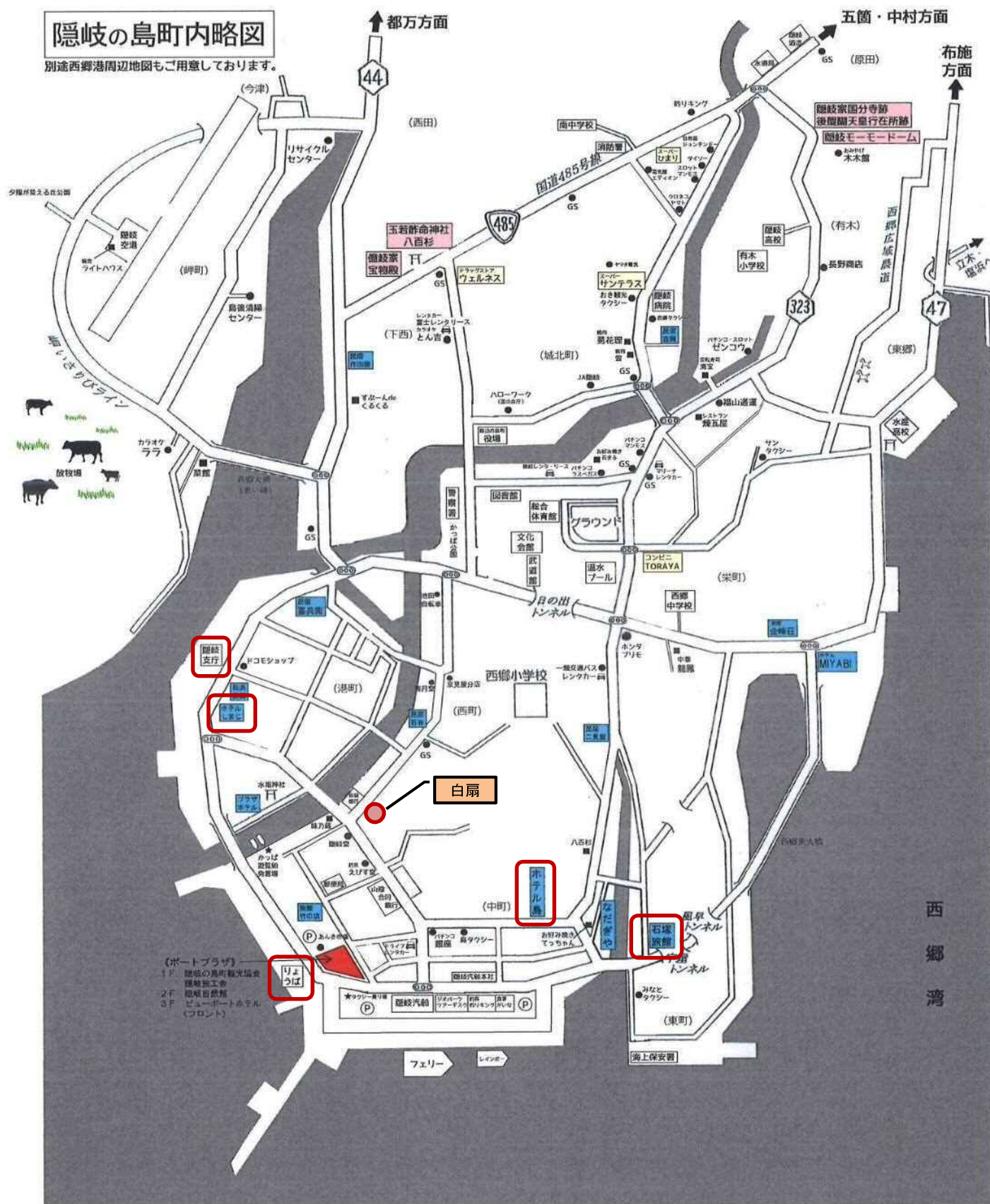
(注5)25日(水)の昼食(西郷お魚センター「りょうば」)は、事前にご希望を確認して事務局から予約手配いたします。昼食代金(1千円程度)はその場で集金させていただきます。

(注6)25日(水)の現地調査終了後は、西郷港フェリーターミナルにおいて閉会(解散)といたしますので、フェリーくにながにお乗り遅れのないようお願いいたします。七類港到着後はそのままお帰り下さい。

○行程図



○ 西郷港周辺地図



○ **森林法**（昭和26年6月26日法律第249号）**抜粋**

第5章 都道府県森林審議会

（設置及び所掌事務）

第68条 都道府県に都道府県森林審議会を置く。

- 2 都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する。
- 3 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に建議することができる。

第69条 削除

（組織）

第70条 都道府県森林審議会は、委員をもって組織する。

- 2 委員は、第68条第2項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員は、非常勤とする。

（会長）

第71条 都道府県森林審議会の会長は、前条第1項の委員が互選した者をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、第1項の委員が互選した者がその職務を代行する。

第72条 削除

（政令への委任）

第73条 この法律に定めるもののほか、都道府県森林審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

○ **森林法施行令**（昭和26年7月31日政令第276号）**抜粋**

（都道府県森林審議会の部会）

第7条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

- 2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員の所属部会は、会長が定める。
- 4 都道府県森林審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもって総会の決議とすることができる。

○ **島根県森林審議会規則**（平成26年3月18日 島根県規則第32号）

（趣旨）

第1条 島根県森林審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営については、森林法（昭和26年法律第249号）及び森林法施行令（昭和26年政令第276号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（組織）

第2条 審議会は、委員12名以内で組織する。

（会議）

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第4条 審議会の庶務は、農林水産部において行う。

（雑則）

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

[島根県森林審議会規程（昭和26年島根県告示670号）を廃止し、平成26年4月1日から施行する。
：平成26年3月18日 告示第155号]

○ 島根県森林審議会 森林保全部会運営要領

(趣旨)

第1 島根県森林審議会森林保全部会は、第4に掲げる事項を特定の専門的見地から審議し、森林審議会の円滑な運営に資するものとする。

(名称)

第2 この部会は島根県森林審議会森林保全部会という。

(構成)

第3 部会の構成員には、会長が指名する部会長1名及びその他の4名の委員をもって充てる。

(審議)

第4 部会は、次の事項を審議する。

- 1 森林法第10条の2に基づく林地開発許可に関すること。
- 2 森林法第26条第1項及び第26条の2第1項に基づく保安林の転用に係る解除に関すること。
- 3 森林病虫害等防除法第7条の3に基づく県防除実施基準に関すること。
- 4 森林病虫害等防除法第7条の5に基づく高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域に関すること。
- 5 森林病虫害等防除法第7条の6に基づく樹種転換促進指針に関すること。
- 6 森林の保健機能増進に関する特別措置法第6条に基づく森林保健機能増進計画を含む森林施業計画の認定に関すること。
- 7 その他部会長が必要とする事項に関すること。

(招集)

第5 部会は部会長が招集する。

第6 部会の議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

(庶務)

第7 部会の庶務は、第4の事項を所管する農林水産部の担当課において行う。

(必要事項)

第8 この要領に定めるものを除くほか、部会の運営に関して必要な事項は部会長が定める。

[最終改正：平成13年5月9日]